

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。
- (2) 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。
また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。
- (4) 「対象期間」の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。
現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。
なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。
- (5) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
工事着手日以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。（資料1参照）
- (6) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）

2 実施方法

- (1) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。
- (2) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、工期に関する特記仕様書に定める週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

3 実施報告

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及び本Q&Aを確認の上、作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、発注時点で以下のとおり補正を行い、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（1位四捨五入）

(2) 機械経費（賃料）

積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.04を乗じるものとする。（1位四捨五入）

(3) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。（1位四捨五入）

(4) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。（1位四捨五入）

(5) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料2参照）を乗じるものとする。（1位以下切捨）

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

5 履行証明書

受注者は、2 実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。